

ID: 681

担当部署: 消防本部 消防室 予防課

処分の概要	予防規程の変更命令		
法令名 根拠条項	消防法 第14条の2第3項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【根拠条文】 第14条の2 3 市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日